

丸森町立小中学校
保護者の皆様へ

丸森町立小中学校2学期制に関する方針について

丸森町教育委員会

新学習指導要領では、日々の学習において「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業改善が求められています。これは授業内容の増加や授業形態の多様化に伴っており、授業時数の確保が大きな課題となっています。

さらに、令和の学びとして一人一人の児童生徒の可能性を引き出す「個別最適な学び」は個に応じた指導、指導の個別化と学習の個別化を図るとともに、集団での協働的な学び合いや探求的な学びを実現していくことが求められています。

学校教育課程の限られた中から時数を確保するために、従来の3学期制よりも、年間を2学期制にすることで、余裕をもってじっくりと探求する学習を進めることができ、教師も児童生徒と接する時間を確保しやすくなります。

児童生徒が自ら課題を見つけ、互いに考えを出し合い深めながら主体的に学習を進めることや個別の指導の充実がより可能となり、新しく「学力向上」に向けた取り組みも展開しやすくなります。

新学習指導要領の実現から丸森町教育委員会では、ゆとりある教育活動による児童生徒の学力向上を目指すものとして、平成30年度より2学期制の導入について検討をしてまいりました。その内容を踏まえ、来年度は2学期制の試行とし、令和6年度から本格的に2学期制に移行する方向で準備を進めています。

2学期制の方針の概要は、下記のとおりとなっております。

記

1 2学期制のイメージ

3 学 期 制	1学期				2学期				3学期					
	学年始休業日	始業式		終業式 (通信票)	夏季休業日	始業式			終業式 (通信票)	冬季休業日	始業式		修了式 (通信票)	学年末休業日
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
2 学 期 制	1学期							2学期						
	学年始休業日	始業式			夏季休業日		終業式 (通信票)	始業式			冬季休業日			修了式 (通信票)

※丸森町立小中学校の2学期制は夏季休業日を従来どおりの期間とするため、秋季休業は設けない。

2 2学期制への移行時期

- 試行期間：令和5年度
- 完全実施時期：令和6年度から

3 2学期制を導入するメリット・デメリット

【メリット】

- ①年間授業時数が確保されることで、ゆとりある学習計画を立てることができ、児童生徒と向き合う時間ができる。また、長い期間で児童生徒自身が考えながら学ぶことで、学力の向上につながることを期待される。
- ②7月や12月にも学校行事や体験学習が可能で、長期休業日に自主探求学習につながることを期待される。
- ③夏休み・冬休みの区切りで通信票配付がなく、ゆとりある指導が確保され、児童生徒へのきめ細やかな指導と評価ができ、確かな支援につながる。

【デメリット（対応策）】

- ①評価の期間が長く中学校の定期考査等出題範囲が広がるので、児童生徒の負担が大きくなる。（対策：こまめに評価テストを実施し、日常的な積み重ねを行う。）
- ②秋季休業がなく、児童生徒が学期の切り替えの意識をもちにくい。（対策：後期用教科用図書配付で第2期の意識を高める必要がある。）

4 丸森町立小中学校2学期制移行により期待できる成果

- ①丸森町立小中学校で「ふるさと教育」「丸森学」を核とした志教育を推進し、なりたい自分を明確に描きながら、自ら探求し学びに向かう力を育成するため、教育課程の改善を図ることにより児童の確かな学びの充実を目指す。
- ②基礎基本的学習内容の着実な習得を図るため、必要な授業時数を確保する。
- ③予期せぬ自然災害や感染症流行により臨時休業などに柔軟に対応できる。
- ④一人一人の個別最適な学びを推進し、教師と児童生徒の触れ合う時間を増やす。

5 2学期制に関するアンケート調査の公表について

令和4年11月に行ったアンケート調査について、丸森町のホームページに保護者の皆様からの意見及びそれに対する回答を掲載しておりますので、ご覧ください。

担 当	丸森町教育委員会学校教育課
電 話	0224-72-3035
F A X	0224-72-3043